

(第一類 第四号)

第三十一回国会
衆議院

外

務

委

員

会

議

録

第十二号

(三三五)

昭和三十四年三月十三日(金曜日)
午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事岩本 信行君 理事宇都宮徳馬君

理事佐々木盛雄君 理事床次 德二君

同月十三日

委員竹谷源太郎君及び大西正道君辞任につき、その補欠として日野吉夫君及び山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員山花秀雄君辞任につき、その補欠として大西正道君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中稔男君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(參議院送付)

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

竹内外務政務次官より発言を求めておられますので、これを許します。

○竹内(豫)政府委員 前々回の当委員会において大西委員より御質疑のあつた点について、調査の上でお答えをす

ることをお約束した点についてお答え

申し上げます。

第一にインドネシアにおける残留元

日本軍人の現況についてであります。この問題については在外公館当然の任務としてその真相を把握すべく不斷の努力をいたしておりますが、何分にも現在この問題の中心はいわゆる消息不足の状況にあります。現在行なつてある調査は、厚生省からの強い御要請もあって、最終的調査になる性質の調査でありますので、外務省としては印度ネシア政府機関その他地元の協力をお願いして鋭意行なつておる次第であります。以上を前提に申し上げてあります。

その任命する者にその旨を届ける場合に

はインドネシア共和国国籍を取得す

る」と規定されておりますので、向う側としては手続を踏んだ者があるよう

であります。正當な帰化手続をとつておるものとは認められておりませ

ん。

昨年十月、在インドネシア大使館が

調査した残留元日本軍人実態表によ

りであります。ジャワ地区未帰還者数

は三百二十四名で、そのうち消息のわ

かっております者が百十七人、スマト

ラでは未帰還者数三百四十名で、そ

のうち消息のわかつておる者が百五十六

名であります。セレベス、小スンダ、

モルココ地区未帰還者数は六十名で、

そのうち消息のわかつております者は

三名であります。ボルネオ地区未帰還者数は二十四名で、うち消息のわかつております者はございません。ニューギニアでは未帰還者数が八名で、消息のわかつている者はございません。これを申し上げます。

第一にインドネシアにおける残留元

日本軍人の現況についてであります。この問題については在外公館当然の任

務としてその真相を把握すべく不斷の

努力をいたしておりますが、何分にも

現在この問題の中心はいわゆる消息不

足の状況にあります。現在行なつて

ある調査は、厚生省からの強い御要

請もあって、最終的調査になる性質の

調査でありますので、外務省としては

印度ネシアの兵役に服したこと

があり、国防大臣の定める条件に該當

する外国人は、国防大臣又は国防大臣

の任命する者にその旨を届ける場合に

は印度ネシア共和国国籍を取得す

る」と規定されておりますので、向う

側としては手続を踏んだ者があるよう

であります。正當な帰化手続をとつて

おるものとは認められておりませ

ん。

厚生省では目下外務省を通じて、出先

公館の協力、現地政府の協力等によつ

て、ただいま申し述べましたように消

息不明の者も申し上げたようにあり、

厚生省では目下外務省を通じて、出先

公館の協力、現地政府の協力等によつ

用しておるようであります。未帰還元日本軍人、軍属で、消息が判明し現地に残留している者は残留邦人の名稱を使用し、未帰還者等と區別しております。

その次に今後の処理の方針であります
ですが、目下、厚生省が外務省を通じて
行なっている調査は最終的なもので、
消息不明の未帰還者等を対象としてお
ります。従つて残留邦人は対象外とし
ております。調査結果を待つて、消息
不明の未帰還者等に対して失踪宣言
等、何らかの国内的措置が講ぜられる
予定であります。

以上、インドネシアにおける残留元
日本軍人の現況について御説明を申し
上げた次第であります。

りまして、その第一は抑留者相互釈放の実施期間、第二は日韓会談の議題及びその細目、第三は日韓請求権問題の処理、これが合意議事録についての今申し述べました非公表事項であります。

第二は文化財問題の取扱いに関する口頭伝達事項であります。これも双方合意の上に非公表事項としております。

第三に才木取扱いの件がござります。について。以上非公表事項としては今申し述べました一、二、三の三件がござります。

第三に大西委員のお尋ねになつた点で弁護人を韓国に送つて不法拿捕されである漁夫の裁判に当つて弁護すると、う牛であります、前回の委員会こ

韓国の駐日柳公使が日韓会談にはその
次に日韓会談における秘密協定があ
るかどうかという問題であります。が、

途上において秘密協定がある、場合によつてはこの秘密協定を暴露してわが

方に報復するという意味のことを公言しておるのであるが、秘密協定が実際

あるのかといふ大西委員のお尋ねに対し、そのような秘密協定はない、たゞ会談中に日韓間で取りきめた事項で

この部分だけは公表しないでおこう、いわゆる非公表を双方合意した部分が

若干あるとお答えしたのであります
が、その非公表事項は何々かというお

尋ねでありますので、その点をお答えするわけであります。これは昭和三十二年十二月三十日仰留者相互取扱

十二年十二月三十一日撮影
及び日韓会談再開に関し日韓間で取り
きめた事項中非公表分の項目を申し上

その第一は合意議事録についてであります。それから三つあります。

りまして、その第一は抑留者相互互放の実施期間、第二は日韓会談の議題及びその細目、第三は日韓請求権問題の処理、これが合意議事録についての今申し述べました非公表事項であります。

第二は文化財問題の取扱いに関する口頭伝達事項であります。これも双方合意の上に非公表事項としておりま

す。

第三は大村収容所の仮釈放者の帰還について。以上非公表事項としては今申し述べました一、二、三の三件がござります。

第三に大西委員のお尋ねになつた点で弁護人を韓国に送つて不法拿捕されおる漁夫の裁判に当つて弁護するといふ件であります。前回の委員会においてもあらましの御説明を申し上げましたが、今までの経緯をもう一度申し上げますと、去る一月二十二日いわゆる李ライ恩を侵犯したかどによつて韓国警備艇に不法拿捕された大洋漁業所属の第一八三及び第一八五明石丸の乗組員二十五名は、現在韓国海洋警備隊に身柄を拘束されており、近く釜山の地方法院において裁判されることになる予定であります。この間右乗組員の留守家族に対して一月三十日付で韓国海洋警備隊司法警察官警正鄭興慶から拘束通知書が送付されました。本通知書によれば韓国の刑事訴訟法第八十七条によつて弁護人を即時選任することができます。右の通知書によつて大洋漁業によれば、弁護人は弁護士中から選任選任の手続を開始したのであります

り、この意味において在日の外国人で韓国弁護士の資格を持つている者を探し出すことが第一条件となつたので、いろいろと手がかりを求めた末、富国ビルにおいて民事の弁護士をやつてゐる米国人ヘンダーソンが右の資格を有することを確認し、同氏に対しても、弁護人の依頼を行なつたのであります。が、同氏はこれを受諾しませんでしたので、同氏の知人である同じく米国人のマーレイ・スプラング、これは韓国の弁護士の資格を持つていないのであります。この方を紹介してきましたので、大洋漁業はこのスプラング氏と日本弁護士守谷英隆氏を弁護人とするとして、守谷氏の旅券の下付を三月九日に受け、同日入国査証申請書類を持って韓国代表部におもむいて、本人が旅券の査証の下付を求めたのであります。ところが韓国李総領事及び陳三等書記官が一行を応接しましたが、韓国弁護士でない者を弁護人として選任する場合には韓國の地方法院の許可が必要であり、右の許可書を持つてくるのでなければ査証の申請書類は不備であつて受けつけることができないと主張し、これに対し大洋漁業測は入国申請を許可されてこそ、韓国地方法院に対し、直接に情理を尽して事情を説明し、弁護人選任の許可を求めることができるのであるから、まず入国の申請を受理せらるべきであると主張しましたが、韓国はこれを了承しなかつたのであります。右話し合いの最後に、大洋漁業側から、しかばば守谷氏及びスプラング氏の渡航目的を法廷における弁護のためということではなくて、韓国に入つて韓国弁護士の資

格を持つ弁護人の選任と訴訟手続の打ち合せという名目に変えたならば、申請を受け付けて入国を許可するかという交渉をしましたところ、先方はそれがニュー・ブルバムであるから本国政府に問い合わせて十一日ごろに返事すると約束をしましたが、まだその返事が大洋漁業には参つていよいよあります。

今後の措置についてでありますと、韓国刑事訴訟法第三十一条によれば、弁護人は弁護士中から選任しなければならないとなつております。ただし大法院以外の法院は、特別な事情があれば弁護士でない者を弁護人として選任することを許可することができますといふようになつております。従つて、韓国代表部の言う、まず法院の許可が先決であり、それがあつて入国の可否を論議するといふ議論はもつともな点もありますので、守谷氏とスプラング氏の弁護人選任許可願を直接釜山の地方法院に郵送するとともに、できれば別に米人一名、日本人一名を立てて韓国弁護士の選任のための入国許可を並行して推し進めることが、最善の措置であると考えます。外務省といたしましては、これについてもはや表面に出でこられる問題について援助をしてしかるべきときと考えますので、明日中に韓国代表部に対しても、この入国許可に對して何らかの交渉をするつもりであります。その交渉は書簡によりますから頭によりますか、今明日中にそれをきめて交渉する手はすでにしております。

以上、お答えいたします。

○**櫻内委員長** 御異議なければさよう
決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**櫻内委員長** 御異議なければさよう
取り計らいます。

また日時につきましては、来たる十六日月曜日午前十時より開会する予定でござりますので、御了承下さい。

○**櫻内委員長** 外務省設置法の一部を改正する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の小郵便簡易約定の締結について承認を求めるの件の両件を一括議題とし、審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。松本七郎君。

○**松本(七)委員** 今の議題の質問に入る前に、委員長にちょっと資料の要求をしておきます。それはこの前の予算委員会の分科会で加藤勘十さんからインドネシアの賠償にからむ不正の疑いについてのビンタン・モール紙の報道を詳しく知らせてくれという要求を出したのに対し、前回の外務委員会で外務大臣から報告があつたわけです。しかし、その報告はただ向うの報道をそのまま伝えられておるだけであつて、これを今後どう扱うかについて多少資料が必要です。これから申し上げる資料を至急出していただきたい。それはインドネシアに限らずフィリピンそれ

からビルマ、なお交渉中のベトナム一切の賠償に關する物件並びに品目その數量、価格、取扱い商社と關係業者、これを一覽表にして出していただきたい。これをお願いいたします。

○櫻内委員長 承知いたしました。で
きるだけ御要望に沿いたいと思いま
す。

約定の質問を続行したいと思いますが、この前もこれはちょっと問題にしめて取り上げたのですが、答弁の中にもありましたように、日本と沖縄との間の郵便小包の取扱いについては、万国郵便連合の規定を準用して行われておると、いろいろことは、はっきりしておるわけですね。ところが万国郵便連合には日本も加盟しておるばかりでなしに、日本は小包郵便約定にも加入しておるわけです。ところがアメリカは万国郵便連合には加盟しているけれども、小包郵便約定には加入していない。まず第一に問題になりますのはなぜアメリカは便連合に加盟しながら約定に加入していないかという点です。

○曾山政府委員　ただいまの松本先生の御質問に対してもお答えいたします。アメリカは万国郵便連合に加盟しておなりなら、なぜ万国郵便連合の多數国を約である小包約定に加入していないか、という御質問であります。先般の会議のときもお答えしたと思いますが、単にアメリカだけでなくて、たとえばオーストラリアとか、従来イギリスとカソ連とかいう国もこれに入つておなかつたのでございます。それはそれをその国の特殊性に基きまして、主として万国郵便連合の小包約定で定めますところの料金の条件が、それぞれの

國に不満足である。つまり非常に広大な地域をかかえております國にとりましては、万国郵便連合の小包約定によりますところの料金は安過ぎるという点が不満でございまして、それらの國が入っておらないということが一番大きな条件でございます。なおそのほかに、きわめて技術的な不満足な条件があるために入つておらない点もありますが、そいつた点は技術的でありますので、これがもしどきるといつましても、料金の点が最も各國にとりまして適用できないために、これらの國々が入つておらない。特に御指摘になつた、アメリカが入つておらないといふ工合になつております。

入っておらないといふことな条件でござります。な
きわめて技術的な不満足
ために入っておらないと
が、そいつた点は技術
ので、これがもしできる
ても、料金の点が最も各
て適用できないために、
が入っていない。今特に
た、アメリカが入ってお
工合になつております。

が入っていない理由はいろいろあります
しようけれども、それはともかくと一
て、元来条約といふものは、当事国の
み効力を有するものだ、非当事国は何
らの効力を及ぼさないことは当然なん

ですが、沖縄との今の郵便の扱いにいて、万国郵便約定に基いて取り扱いにいろいろことになると、施政権を持つておるアメリカと日本政府の間に、この取扱いについての何らかの約束がなければならない。しかもアメリカは万国郵便約定には入っていないのですから、なおさらのこと、特別の取り扱いといいうものが当然なければならぬじやないか。これはこの前も御質問したことですが、そのままでおきの状態で放置しておいていいものかどうか。今後何らかの取り扱いをされることはあります。もう一度お聞きいたします。

との間におきますところの特に小包郵便物の交換につきまして、何らかの取りあがが必要ではないかといふ御指摘であります。が、それにつきましては、私ども理論的には先生のおっしゃる通りではないかと思います。ただ先般も申し上げましたように、またスキヤッピンを持ち出しますとおしかりを受けるかもしませんが、一応沖縄地域と日本との関係におきましては法的な規制として、つまり法源があつたわけでありまして、平和復交後はその内容を同一いたしまして、つまりもちろんスキヤッピンに基くものではございませんが、日本とアメリカとの間におきまして、沖縄地域との間の郵便関係につきましては従来の関係を継続するという合意をいたしたわけでござります。従つて、その合意に基きまして、私ども、日本とアメリカとの間に、沖縄の郵便上の地位につきましても総括的な取りきめができたものと解釈いたしまして、先ほど申しましたような小包交換を実施しておる次第でございます。

○松本(七)委員 そこで、外務省の条約当局にお聞きしたいのですが、講和条約ができた以後も、スキヤッピンがそのまま効力を持つて、それに基いて事が行われているという例がほかにもありますか。

○高橋(通)政府委員 これはもう御承知の通り効力はなくなりますし、それに基づいて行う場合は、国内的な、または国際的な措置が必要であろうと考えております。ただこの問題につきましては、特にそのようなやり方でやつて支障実際上そのようなやり方でやつて支障がないから、現在のところはそれで

通りではないかと思います。ただ先般も申し上げましたように、またスキャッピンを持ち出しますとおしかりを受けるかもしれませんが一応沖縄地域と日本との関係におきましては法的な規制として、つまり法源があつたわけでありまして、平和復交後はその内容を同一いたしまして、つまりもちろんスキャッピンに基くものではございませんが、日本とアメリカとの間におきまして、沖縄地域との間の郵便関係につきましては従来の関係を継続するという合意をいたしたわけでござります。従つて、その合意に基きまして、私ども、日本とアメリカとの間に、沖縄の郵便上の地位につきましても総括的な取りきめができたものと解釈いたしまして、先ほど申しましたような小包交換を実施しておる次第でございます。

やつて いるのじ ゃないかと思 います。
○松本(七)委員 それは、いかに実際
上の取扱いはそれで差しつかえなくて
も、法的にはきちっとしておかなければ
ば根拠と いうものがないのであって、
今まででは、占領命令、メモランダム、ス
キヤッピングを根拠にして扱われておつ
た。それを、今度はスキヤッピングといふ
のが効力をなくすならば、当然、今取り
扱つておる実際の取扱いは占領時代と
同じ取扱いであつても、その法的な根
拠といふものはあらためて確立しなければ
ならなくなる。そういう意味で、
万国郵便約定といふものを準用して取
り扱われておる以上は、この万国郵便約
定といふものにアメリカと日本政府の
間の何らかの取りきめがなければ、条
約上は、国際法上はおかしくなるじ ゃ
ないか。条約上から外務当局はどうい
うふうに考えておられるか、外務当局
の意向を聞きたい。

が根拠といつものがないのであって、今までには、占領命令、メモランダム、スキャッピングを根拠にして扱われておつた。それを、今度はスキャッピングといふのが努力をなくすならば、当然、今取り扱つておる実際の取扱いは占領時代と同じ取扱いであつても、その法的な根拠といつものはあるため確立しなければならなくなる。そういう意味で万国郵便約定といつものを準用して取り扱われておる以上は、この万国郵便約定といつものにアメリカと日本政府の間にならかの取りきめがなければ、条約上は、国際法上はおかしくなるじやないか。条約上から外務当局はどういうふうに考えておられるか、外務当局の意向を聞きたい。

をいたしませんと、為替管理の關係で非常に困るという意味におきまして、郵便なんかとは少し性質が違うのでござります。そこでその取りきめをしましたときに非常に問題になりましたのは、沖縄地域と日本との間に國際法上の取りきめをいたしました場合に、その取りきめといらもののが効力が、果して約束なのか、いわゆる国家間の取りきめなのか、それともいわゆる内國法上の一種の通達的な効力を持つものか、ということが問題になつたそりでござります。そこで日本といたしましては、郵政省及び外務省、法制局、関係官厅で相談いたしました結果、これは前者でなくして、つまり国家間の取りきめといらものではなくて、内國法上の通達形式に基くものであるといふうに解釈をして、現在沖縄と日本との間の一これにはアメリカの民政府長官が署名しておりますけれども、取りきめがあるのでござりますが、郵便につきましては、先ほど高橋条約局長をおっしゃいましたように、また先般の会議でも申し上げましたように、事實上郵便の、特に普通郵便の交換につきましては、万国郵便連合というあらゆる国を網羅いたしましたところの組織があるわけでありまして、ちよどと空気と、あるいは水と同じように、事実上交換し合うことこそ条約の精神でもござりますので、そういうふた非常によくぞかしい条約上の、あるいは法律上の見解の相違のありますよくな問題は、応さておきまして、私どもは沖縄と日本本土との間の郵便交換を、万国郵便連合上の例外的な関係という、条約第

いますが、私ども事務当局の間の取りあがあつた次第であります。

○松本(七)委員 今の合意というの
は、アメリカ合衆国の政府から沖縄の
民政府を通じて意思表示されたのです
か。その点はどうですか。

○曾山政府委員 アメリカと日本との関係でございまして、沖縄を通じてはおりません。

○曾山政府委員 それは昭和二十七年
か八年の初めでございましたか、たゞ
はいつですか。

かそのころだと思います。

○會山政府委員 交換公文であつたかどうか私記憶がございませんので、謂
て記録は残つておるのでですか。

べて御報告いたします。私の記憶では、たしか手紙と申しますが、いわゆるレターの形式だったと思ひます。

○松本(七)委員 それは外務省を通じ
ないで郵政当局がやるのですか。
○曾山政府委員 私ども事務的な取りま
きらと、いろいろ、ご解しておりま

て、従つて郵政当局がやりました。
○松本(七)委員 これはまだだいぶ問題があるのですが、少し先に進みましょう。

この小包の料金ですが、これは陸路、航空それぞれ料金が異なるわけですが、それが、わが国の輸送機関と米国の輸送機関によつても輸送料金が違ひ。つまり三条の規定ですが、その一覧表でありますから資料として出していただかきたいと思います。

○曾山政府委員 詳しい一覧表は後ほど

ど資料として提出することとしたとして、大まかに申し上げますと、先生の御質問の第一点、つまりアメリカの船舶を利用する場合と日本船舶を利用する場合との料金が違うかといふと、これは違いません。つまり日本がアメリカの船舶を利用した場合と料金が違つたと、日本の船舶を利用しましようとする場合と料金が違つたといふと、これは違いません。つまり日本がアメリカの船舶を利用した場合と料金が違つたといふと、日本の船舶を利用しましようとする場合と料金が違つたといふと、これは違いません。

○松本(七)委員 それから三条の規定によるとところの両国間の所得額の清算は、どういふようにしてなされますか。

○曾山政府委員 三条によるとところの所得額の清算でござりますが、これはアメリカとの関係におきましては、四半期に一回ずつ日本の取り分とアメリカの取り分の差額を、それぞれ権利郵政局から請求して取る、そういう仕組みになつております。

○松本(七)委員 大臣が乗られましたから、一般情勢の問題に切りかねなければなりませんので、今的小包とそれから外務省設置法の大臣に関するところだけちょっと質問いたします。大臣、今日米小包郵便約定の前会の続きの、沖縄の法的な問題、沖縄をめぐるところの日米間の取扱いはスキヤッピンに基いてなされておる。スキヤッピンは国際法上は当然講和発効後無効になつておる。そのスキヤッピンに基いてなされておつた。法的な裏づけをするためには当然日米間ではつきりした新しい法的な根拠を作るべきだという問題ですが、今の郵政当局の話では、外務

省を通ぜず郵政当局からアメリカ政府に申し入れて、スキャッピンに基いてやつておつたものをそのまま継承するという合意がなされておる、こういう答弁なのですね。単なるそういう手紙のやりとりによる合意では不十分じゃないか。やはり占領政策といふものを持ち切った以上は、効力がなくなつた以上は、はつきりした取りきめを今後ここでやつて法的なけじめをつけでもらうという約束をしてもらわないと、われわれとしては日米間の郵便小包の円滑化をはかる上から、この協定がいかに必要であるといつても、簡単には通せないじやないかといふことを申し上げてゐるところなのです。当局としては今後十分検討したいといふ御答弁があつたのです。が、この点は大臣からはつきり、今後善処するということを確約していただきないと、非常に大事な問題なので審議が進められません。この点をお伺いしたい。

た実務なのです。その法的な根柢は新しくなったものをここに作らなければならぬといじやないか。だからこのままでは差しつかえがあるわけなのです。その差しつかえがあるからこそ、今郵政当局はすでにアメリカ側と手紙のやりとりで合意ができたと言っている。その手紙のやりとりの合意ではなお不十分であるから、今後はつきりした日米間の合意を何らかの形でやつてほしいということを私どもは要求しておるのです。が、その必要性は認めて、どうやっていつごろやるかということはさらに検討するということなら、まあわれわれは郵便小包の業務の円滑化のためにこれは至急通すという結論が出ると思う。その必要がないが研究してみましょうでは、話にならない。この点、はつきりしてもらいたい。

従来の経済局の所掌事務を整理した上、そのうちから経済協力関係事務を引き出して、これを新たな部に移すための措置にすぎないのであります。こういうことを言つたのです。どうも非常に遠慮深い説明のように、遠慮深いというよりもちよつと卑屈に感ずるのです。ほんとうに経済外交、経済協力というものの積極的にやろうとするならば、そしてそのためには経済協力部の必要があるのであるのなら、むしろ外務省の権限を拡大してでも積極的にやるべきだ、そういう方向を強く打ち出さなければ非常に弱い感じを覚えますが、この点どうなんでしょうか。むしろ機構は少々重複しても、重複したところは今後さらに整理していくとして、さしあたりは外務省にこういう部を設けて、今は企画庁とか通産省とか、いろいろなところと関係があるから急には簡単にいいかないでしようけれども、この新しくできる経済協力部にだんだん権限を集中し、権限を強めてでもこれを強化して、積極的にやるのだといふ熱意がどうも現われてこない。その点非常に不安もあるし、何だか弱い感じがするのですが、どういうおつもりなんでしょう。

意氣でやるつもりであります。ただこ
うした制度上の問題をいじって参りま
すときには、いろいろな関連を持って
おるわけでありまして、従つて最初の
スタートとしては若干遠慮ぎみといろ
お話をありましたけれども、若干そろ
いろ点があるかとも思います。しか
し決して将来とも遠慮しいしいやつて
いくという問題でない、こう考えてお
ります。御趣旨に沿うように、できる
だけ今後ともやつて参りたいと思って
おります。

が海外各地におきます日本人の投資その他を保護していくにつきましては、最善の注意と経験とをもつてやつて参らなければならぬと同時に、しかし今御指摘のありましたように日本人の権益を十分保護はして参らなければなりませんけれども、やはりそれぞれその国の実情がござります。その実情に応じてわれわれも保護という問題を考え参らなければならぬのでありますから、そういう意味において慎重にそれと同時に国内通商行政とも関連をして参ると思ひます。でありますから、そちらの問題を考えて参らなければならぬこと申すまでもないのですから、われわれといたしましてはできるだけそういう点に 在外公館の機能を充実しまして、そろして万遺漏なきを期していく、ということが必要であるかと考えております。

の日本でやれるものかどうか。これをやろうとするためには、社会主義諸国がそういうやり方をやっている中に伍して、ほんとうに後進国と日本とが経済協力の実績を上げていくためには、やはり何らかそういうやり方を加味していかなければ、ただ商業上の採算本位でやつておったのではとてもこれはできないと私は思うのです。だから今までのやり方になれておる資本主義諸国から見れば、表面づらだけから見ると、やはりほんとうに後進国を援助するため、みずから国を犠牲にしてでもそういう貿易ということがなされつゝある。そういうことがだんだん進展する中で日本が後進諸国、東南アジア諸国とほんとうに友好関係を結び、そして経済協力の実をあげるには、このようないやり方を加味していかなければ太刀打ちできないのではないか。そういった場合に国がやはり国際貿易、国際間の経済協力に何らかタッチしていくべき面が今後だんだん出てくるのではないか、また出でこなければやれなくなるのではないかという気がするのですが、そういう点について何らかお考えがござりますでしょうか。

○宇都宮委員 ちよとと議事進行に聞いてお聞きいたしますが、採決はあとでやられますか。
○樓内委員長 そうです、あとでいたします。
○宇都宮委員 外務大臣に質問をいたしますが、先般安保条約について岸総理大臣にたましまして、政府の構想、意のあるところは相当わかつたのであります。なお残っている部分について簡単に質問をいたします。
その前に、藤山外務大臣は条約を仮調印でも急いで調印したい、こういふ御意思のように承わっております。それが、仮調印せられる意思はありますか。
○藤山国務大臣 これは手続上の問題でありますて、条約を作りますときには、一応仮調印と本調印とがあると田中です。ですから、いかなる場合でもも一応仮調印をし、さらに本調印をするという形になつて参ると思います。ただ仮調印と本調印との間に時間的にどれだけの時間がかかるかということは、その条約の性質なりいろいろな問題が考えられると思うのです。ありますて、それ以上に仮調印と本調印との間の時間的な関係といふものは、特別ではないと思つております。
○宇都宮委員 すべての条約を一応仮調印するということはあると思いますが、仮調印というものが特に重要な意味を持ちますのは、仮調印のままいろいろな事情でもつてしまふと本調印ができなくなる。そういうことで特に仮調印で、常に行う事務的な仮調印、仮調印

というは、どういう意味でござります

か。

○藤山國務大臣 今宇都宮委員の言わ

れました通りの意味であります。従つ

て今回の場合におきましても、まだ実

は条約そのものの正式の交渉に深く

入っておりません。従つてまだその問

題を考えておりませんけれども、たと

えば調印の場所をどこにするとか、あ

るいは調印をする場合には何らかの形

で金権団を作るか作らないかとか、そ

ういうような問題があるわけであります

から、そういうことは今後の問題と

して考えておきたいと思っております

が、そういう意味で仮調印と本調印と

の間に、条約のいかんによつては、若

千の時日がかかる場合があるうと思ひ

ますけれども、その取扱い方を特にそ

れ以外の要素で何か考えるということ

はございません。

○宇都宮委員 仮調印をいたしました

印のときに、条約のいかんによつては、若

千の時日がかかる場合があるうと思ひ

ますけれども、その取扱い方を特にそ

れ以外の要素で何か考えるということ

はございません。

○藤山國務大臣 ただいまお話しのあ

りましたように、条約を作ります場合

の普通の意味における仮調印と本調印

とをわれわれ考えております。

○宇都宮委員 そうすると、今度たと

えば安保条約で仮調印をなさるといふ

場合には、本調印との間に長い期間は

ない、こう見ていいわけですか。

○藤山國務大臣 普通の場合に二ヶ月

なり何なりはあり得る場合が多いので

あります。その程度の普通の場合を想

定していただいてけつこうだと思いま

す。

○宇都宮委員 この前総理大臣に質問

いたしましたときには、この安保条約の

改定は実は新条約である。従つて行政

協定自身も法的には一應消滅する。ま

た行政協定自身の内容にいろいろ問題

があるから、これは新行政協定の際に

徹底的に改める必要があるということに

なるべく同時に処置をして参りたい、こ

ういう意味ではございませんか。

○藤山國務大臣 行政協定と条約とは

なるべく同時に処置をして参りたい、こ

ういうふうに私は考えております。

その考え方でもって、アメリカ側にも

交渉をしてみたいというのが私の考え

ことだと思うのですが、いろいろな事

情で安保条約の本調印が長引く。そこ

で仮調印をよほど前に済ますといふこ

とになりますと、そういう仮調印をす

るくらいならば仮調印をあとにずらせ

まして、それこそ本調印と前後して事

務的にやる、特に仮調印といふことを

言わせる必要はないと思いませんが、

そういうふうに理解していいわけです

か。

○藤山國務大臣 私がかねて申してい

ましたように、私としては二十四条の

削除、二十五条の(b)項の廃止といふこ

とは、ぜひともアメリカ側に要求して

みたいということをかねてから申し上

げております。果して承諾を得るかい

なかは別といたしましても、それはせ

ひやつてみたいと考えております。そ

の他の問題につきましては、むろん改

正すべきものがあれば改正する必要も

あります。しかし実際の

問題として、十分内容を検討して参ら

なければなりませんし、現在の行政協

定の二十九条にも両者が合意すればい

うでも改定できるという条項もござい

ますから、必要な場合には新協定がで

きましても、その後でも改正好ができる

わけですから、必ずしも今全面

改正ということをすぐに持ち出すのが

適当であるかどうかといふことについ

ては、私自身はまだ十分考えていかな

ければならぬ、こう思つております。

○宇都宮委員 条約を自主的にかつ対

面的改定ができるから本調印をする、こう

いう意味で仮調印をされる、こう

いう意味ではございませんか。

○藤山國務大臣 行政協定と条約とは

なるべく同時に処置をして参りたい、こ

ういうふうに私は考えております。

その考え方でもって、アメリカ側にも

交渉をしてみたいというのが私の考え

ことだと思うのですが、いろいろな事

情で安保条約の本調印が長引く。そこ

で仮調印をよほど前に済ますといふこ

とになりますと、そういう仮調印をす

るくらいならば仮調印をあとにずらせ

まして、それこそ本調印と前後して事

務的にやる、特に仮調印といふことを

言わせる必要はないと思いませんが、

そういうふうに理解していいわけです

か。

○藤山國務大臣 私がかねて申してい

ましたように、私としては二十四条の

削除、二十五条の(b)項の廃止といふこ

とは、ぜひともアメリカ側に要求して

いましたように、条約を作ります場合

の普通の意味における仮調印と本調印

とをわれわれ考えております。

ありまして、行政協定の改定といふことにはならぬわけであります。そういう

とにはならぬわけであります。そういう

とにはならぬわけであります。それから実際に

違うよろ思ひます。それから、実際の

改定その他の問題について考観をして

参らなければならぬと思います。今安

保条約改定そのものを相手に強力に推し

進め参る上において、それらの問題

について、どの程度まで第一段階とし

て改正に手をつけるか、また第二段の

問題として将来やはり改定し得るので

ありますから、これららのものを改定し

ていくといふ方法をどの程度まで織り

込んでいくかといふ問題は、今検討を

いたしておるわけであります。いろいろ

御議論もあるようですが、それらの御議論を承わつた上で最終的

には考観していきたい、こう考観してお

ります。

○宇都宮委員 たとえば行政協定第七

条「公益事業及び公共の役務を利用す

る権利並びにその利用における優先権

を享有する権利を有する」というよう

な事項は、これは今回のNATO条約

においてもござります。ただやはり行政協定をおきまして、その他の条約におきま

して、軍隊の駐留に関する規定では

ない、非常に強いものだと思います。

こういうような条項はたくさんあります

。たとえば軍票なんかの規定にして

もそうです。軍票を管理する金融機関

を特に保持する権利、それから航空管

制の問題とか、あるいは電波の問題と

か、普通のこの種の協定ではないいろいろの権利を持つてゐるわけあります。これは日本として守つてもららうだ、だからアメリカに相当権利を与えてもいいじゃないかという常識論も成り立ちますけれども、しかしながら安保条約を自主的に改正するといふ大きな旗じるしを掲げておる以上、やはり安保条約を改正なさる際に行政協定をおいじりになるならば、二十四条、二十五条の(1)項だけといふようなことはおかしいと思います。二十五条の(2)項にいたしましても、こういうふうに無償でいろんな施設その他を提供するといふような規定も珍しい。いろいろございますが、この点は十分お考えになつて、そうしてあまり急いで自主的の名前だけで、実質は少しも自主的にならぬといふようなことがないよう改められないということは、結局政府は、この条約は自主的双務的によるのだと、これはごもつともな話で当然なんですが、しかしながら自主性については、私はこのいろいろ質問して、政府の意図する自主性といふものはどういうものかということは、ある程度までわかつたような気がするのですが、双務性とか相互性ということになると、たとえばアメリカの防衛義務を明確にすることは、相互防衛条約では当然と思うのですが、日本のこれに対する反対給付と申しますが、それによって初めて双務性、相互性はで

きるというわけです。私はこの前総理としてするのかというふうに質問いたしましたら、日本地域とする、ということになりますと、沖縄、小笠原を条約区域に含む場合、これは米国の領域としてするのか、あるいは日本の地域としてするのかというふうに質問いたしましたら、日本地域とする、ということになりますと、沖縄、小笠原を条約区域に含む場合にも少しも双務性が出てこない、相互性は出てこないといふことになるわけであります。それでは政府としては双務性、相互性、こういふものをどこで一体——二十四条が行政協定にあるということも、おそらくこれを本条約に盛つたら、アメリカの上院等を、パンデンバーグ決議等に縛られ、とても通過する見込みはないから、二十四条も行政協定に入っているのだと思いますが、一体今度は、そういうアメリカが納得するような双務性、相互性というものはどこにお盛り込みになるのですか、これを一つ伺いたいと思います。

われれば使えることにならうと思うのであります。でも、アメリカの上院等においても、おそらくそういう意味からして、何か特別に日本に膨大な、従来と違った義務を負わせるというようなことは考えておらぬのではないか、こう存じております。

○宇都宮委員 その点があいまいであります。ということは、ある意味では日本が有利のようにも見えます。日本はアメリカに防衛義務だけを負わせる。こつちはそれの代価となるような相互的なものも新しく追加しないということは、ある意味では私は日本の利益のように見える。しかしながら注意しなければならぬことは、うつかりすると実質的な保護国のようなものになってしまふ。つまり保護国といふものは、他の国を外部の侵略から防衛することを代償として、その国の外交権を支配するというようなことが保護国の定義でござりまするけれども、アメリカに外部からの侵略を守つてもらう、そしてそれに対応する日本の義務といふものは非常に不明確であるということになりますると、実質上外交権を支配する表面上の条文はなくとも、実質的にそういうことが強くなるということになります。私は非常に問題だと思う。こういう点について一つ確信ある御意見を承わりたいと思うのであります。

○藤山国務大臣 むろんアメリカが日本の防衛義務を負いますに對して、われわれも基地の提供その他サービス等いろいろな關係においてそれに対する義務を負いますことは、これは当然のことだと思います。そういうことであります。今お話をのように、何かそれ

が若干足りないのではないか、またそれがどうなことのために何か日本人が外交権でもとられたような圧力をを感じるのではないかという御心配だとお思ひのありますか、「私は、現在において日本に対する立場から考えてみて、適當だとはアメリカの人は考へないと思ひます。でありますから、そういう点については、むろん日本自身もしっかりと考えをもつて今後の外交政策をやつて参らなければならぬことは当然でありますけれども、それに対して特にアメリカ側が何か優越感を持つよなことは、私はアメリカ人の常識から見て、も、また今日までの日米関係から見て、もあり得ないことだ、こういうふうに思ひます。

の地位も、相当恒常に規定している。ということになりますから、ただいにかげんというと失礼ですが、ばく然とした自主的な文面にかえて、いろいろな点で実質的な不平等が残るといふことは、私は非常に重大なことだと申う。これは、もし悪い結果になりますると、外務大臣の非常な責任になりますから、この点は十分一つ慎重にやつていただきたい、こう思う次第でござります。

それから、政府部内で、安全保障条約をいじる場合に、現行のM.S.A協定をやはりいぢらなければならぬといふような話があるという話を聞いておられます。が、これはその通りでありますか。

○藤山国務大臣 政府部内には現在まだそらした意見はございません。M.S.A協定を見ましても、安保条約を引用しておりますごく事務的な訂正以外にはないと思います。

○宇都宮委員 この点につきまして、条約局長から説明してもらいたいと思っています。

を読みかえるといふ以外にはほとんどない。こういうことでありますね。——わからました。私の質問はこれで終ります。

○櫻内委員長 大西正道君。

○大西委員 この間の参議院の予算委員会で、わが党の議員の質問に答えて、総理は、在日米軍に加えられた攻撃は、同時にこれは日本に加えられた攻撃と見なす、こういうことを言っておられるのであります。この総理の見解に対しても、外相も同じ考え方を持っておられますか。

○藤山国務大臣 同じ考え方を持つております。

○大西委員 在日米軍に対する第三国

の攻撃という場合に、それはいつでも

侵略的なものである、こういふようにお考えでありますか。

○藤山国務大臣 日本に米軍がおりま

すのは、日本を防衛することであります

から、当然何らかの形における侵略と見なすのが適当だと考えております。

○大西委員 それでは外務大臣は、米

軍の日本を基地にした行動というものを、すべてこれは防衛的なものであつて、侵略的なものは絶対にない。こう

い判断の上に立たれるのですか。

○藤山国務大臣 それは当然国連憲章

の範囲内の行動でなければなりません

し、またよそに出かけるといふような場合も協議事項になつております。

○大西委員 ところが具体的な例をあげますと、台湾海峡におけるあの問題であります。この問題については米軍の方は、これは中國側の攻撃だ。これ

はもう無条件で信頼性を持つ、こうい

うことになると思うのです。米軍は日本を守るためにおるのだから、そりし前をとつておるであります。しかし

かしながら中國の側に立つてみますと、現実に言いかえますと、むしろこ

れは内政干渉であり、米軍がいたずらに中國の領土内に干渉をするのだ、攻

撃を加えてくるのだ、こういう自衛の主張をしておるのであります。これはどちらが正しいかということは、また

政治的な判断によることだと思つておられます。しかし事はどうよろに防衛

といふ、攻撃といふ、これは非常にむづかしい問題だ。こういふ観點から見

ますと、米軍の行動それ自体は、米軍としてはもちろん日本を守るための防

衛のためだ、こういふとしても、やはり今申しました立場から、第三国はむしろこれは米軍の攻撃だ、それに対する

防衛措置として駐日米軍を攻撃する

といふことが私はあり得ると思うのであります。こういふことについていかがお考えですか。

○藤山国務大臣 日本と友好国になつ

ておりますが、日本を守るためにお

から、当然何らかの形における侵略と見なすのが適当だと考えております。

○大西委員 それでは外務大臣は、米

軍の日本を基地にした行動といふもの

を、すべてこれは防衛的なものであつて、侵略的なものは絶対にない。こう

い判断の上に立たれるのですか。

○藤山国務大臣 それは当然国連憲章

の範囲内の行動でなければなりません

し、またよそに出かけるといふような

場合も協議事項になつております。

○大西委員 ところが具体的な例をあ

げますと、台湾海峡におけるあの問題であります。この問題については米軍の方は、これは中國側の攻撃だ。これ

はもう無条件で信頼性を持つ、こうい

うことです。あなたは米軍の行動に

お考えですか。

○大西委員 何言つているのか私には

ちつともわからぬ。もう少しほつき

り言つていただきたいのだけれども、

○大西委員 あなたは米軍の行動に

お考えですか。

○大西委員 何言つて下さい」と呼ぶ

で言つて下さい」と呼ぶ

○大西委員 何言つているのか私には

ちつともわからぬ。もう少しほつき

り言つていただきたいのだけれども、

○大西委員 何言つて下さい」と呼ぶ

で言つて下さい」と呼ぶ

○大西委員 何

どうか。この二つの場合があり得るぢやないかということを私は申し上げているのです。

○藤山國務大臣 私どもアメリカ以外の他の国もそういうことを特にしていることは考えておりませんし、御承知のようにそらした事態が起りますれば、二十四時間以内に国連が緊急総会を開いて問題を解決する、あるいは判定を下すというようなことにいたしておるわけありますからおのずからそこに限度と申しますか、があると思つております。

○大西委員 国連のそらいう措置以外に、理論上この二つの場合があり得るのではないか、こういうことなんですか。事前に国連における総会を開いて、今の戦争の様相としては、これはボタン戦争とまで言われている現段階においては、双方ともお互いに自衛もがまんしております。そこで問題になりますか。現実の戦争の様相としては、これはボタン戦争をすることは当然だと思うのです。それをすることには、國連によって判断をしてもらおうまで待つておるといふようなことは、おそらく私どもには考えられない。国連はもろん国連の機能を最大限に發揮して、こういう紛争についてどちらが侵略者であるかということの判定を下すために最善の努力をするであろうけれども、今日まで国連のそらいう判定、そういう処置というものが必ずしも適切に、効果的に行われていないと、いうのが現実の問題なんです。私が言つてるのは、国連の判定に至るまでの事態をあなたに聞いておる。そういう場合に、あり得るであろうといふことを私は言つてゐるのですが、これはどう申しますか、世界情勢の認識において全く現実離れしていると言えます。もしそういうことを言つますか。もしそういふ場合は、これがどう申しますか、世界情勢

したように、二十四時間以内に国連がまた国連憲章に従つて行動することにいるのです。

○藤山國務大臣 私どもアメリカ以外の他の国もそういうことを特にしていることは考えておりませんし、御承知のようにそらした事態が起りますれば、二十四時間以内に国連が緊急総会を開いて問題を解決する、あるいは判定を下すといふようなことにいたしておるわけありますからおのずからそこに限度と申しますか、があると思つております。

○大西委員 それでは国連憲章によつて国連の判定を待つまでは、双方ともお互いに自衛もがまんしております。こうしたことになりますか。現実の戦争の様相としては、これはボタン戦争をすることは当然だと思うのです。それをすることは、國連によって判断をしてもらおうまで待つておるといふようなことは、おそらく私どもには考えられない。国連はもろん国連の機能を最大限に發揮して、こういう紛争についてどちらが侵略者であるかということの判定を下すために最善の努力をするであろうけれども、今日まで国連のそらいう判定、そういう処置というものが必ずしも適切に、効果的に行われていないと、いうのが現実の問題なんです。私が言つてるのは、国連の判定に至るまでの事態をあなたに聞いておる。そういう場合に、あり得るであろうといふことを私は言つてゐるのですが、これはどう申しますか、世界情勢

方があるものではないので、必ずどちらかが先に出でるといふような形にならざるを得ない、こう思つております。従つて、われわれとしては、やはりその状況によつてお互いに自衛もがまんしております。

○大西委員 それでは、米国の場合は、米国側には絶対に侵略と答弁だからおかしいのだ。中ソの侵略おそれなく私どもには考えられない。国連はもろん国連の機能を最大限に發揮して、こういう紛争についてどちらが侵略者であるかということの判定を下すために最善の努力をするであろうけれども、今日まで国連のそらいう判定、そういう処置というものが必ずしも適切に、効果的に行われていないと、いうのが現実の問題なんです。私が言つてるのは、国連の判定に至るまでの事態をあなたに聞いておる。そういう場合に、あり得るかどうか、あると

うしたことが起り得るとは考えられません。

○大西委員 その点については押し問です。

答してもなかなか本音を吐かれない。しかし、今ちょっとおっしゃった台湾海峡のよろんな問題で日本の了解なしに出ていくことはないとおっしゃるけれども、それはそういう場合もあります。

○大西委員 その点については押し問です。

中においては、当然日本が報復爆撃

受けるということも考えられるが、いかがですか。

○藤山國務大臣 日本においては、日本以外の地域に作戦に参加しておられる場合に、日本の基地をたたくとおいてもそういうことは日本との親善関係からいって考えないだろうと思ひます。

うしたことが起り得るとは考えられません。

○大西委員 その点については押し問

したように、二十四時間以内に国連がまた国連憲章に従つて行動することにいるのです。

○大西委員 だからどちらかといふ場合に、米国の場合は、米国側には絶対に侵略と答弁だからおかしいのだ。中ソの侵略おそれなく私どもには考えられない。国連はもろん国連の機能を最大限に發揮して、こういう紛争についてどちらが侵略者であるかということの判定を下すために最善の努力をするであろうけれども、今日まで国連のそらいう判定、そういう処置というものが必ずしも適切に、効果的に行われていないと、いうのが現実の問題なんです。私が言つてるのは、国連の判定に至るまでの事態をあなたに聞いておる。そういう場合に、あり得るかどうか、あると

うしたことが起り得るとは考えられません。

○大西委員 これはあなたの独断であつて、そういう甘い独断のもとに安保条約やいろいろな外交問題を考えられて困るのです。これは具体的な例をあげれば幾らもありますよ。そういうふうな場合は、米軍の極東における戦略体制から申しますと、それは米比、米台、あるいは日米安保条約によるものと同盟なんか結ばない」と呼ぶ者もあり。私はあなたに聞いてないんだから……。外務大臣、どうですか。それほどあなたはアメリカの行動に対し全く幅の信頼を持つて、国民に対してその責任を負うことができますか。気持の上、概念の上で持ち得ても、現実に上、現実の問題につきましては、諸説ふんふんなんですよ。もう一回最後に聞いておきます。それから話を進めます。

○藤山國務大臣 今お話しのよう

日本においては、当然日本が報復爆撃

受けるということも考えられるが、いかがですか。

○大西委員 その点については押し問

です。

○藤山國務大臣 その点については押し問

です。

○大西委員 その点については押し問

○藤山国務大臣　日本の基地においては、飛行機が、かりに日本の基地以外に、何か極東に紛争が起りましたときには、作戦行動に出ない、そして日本の基地におけるといふのを相手国が討つといふことがありますれば、それ 자체はやはり侵略ではないかと思います。おそらくその國と日本とが友好關係にある間、日本の國においてますアメリカの飛行機が飛び立たないのにたたくんといたことを考へるのは、相手国に對しても敬意を失するゆえんじやないかと思ひます。

○大西委員　それではその考へは、外相の戦略戦術論として私は聞いておきます。後にこの問題は発展させたいと思います。私は安保条約の現行法に規定されておるところの駐留米軍が、極東の安全と平和といふ名目に藉口して、いろいろな作戦行動を当然やると思ひます。その場合には米軍としては、これは自衛である、あるいは安全の保障のためにやるんだと申しましても、台湾海峡のような場合は、明らかに相手側はこれを侵略と見ておる。そうして自衛行動をとると考へるのは、その場合に日本だけが、日本の基地から飛び立たなかつたからということだけであつて、外にあり得るということは、私は考へられないと思う。この点あなたの方考へがはつきりしたから後にまた申し上げたい考へです。

塙山総理のとき以来、またこの間もこういふことを言つておられる。それが自衛のためなれば、万策尽きた場合は座して滅亡を待つことはできないから、その敵基地を攻撃することもこれまた自衛なり、こういふことを言つておられる。その初めの駐留米軍に對する

攻撃は日本に対する攻撃なり、それから今申しました最後の場合は、座して滅亡を待つことはできないから相手の基地も攻撃できる、それは自衛である、こりやう二つの考え方をここにつなぎ合せるときに、私は非常に危険な問題が出てくると思うのです。今申しました第三国がアメリカの攻撃によつて、自分は自衛措置として駐日米軍基地を攻撃するんだ、これは自衛なり、こういうふうに考える場合も私はあり得ると思うのです。この点についてだけ一つお聞きします。これはアメリカの場合じゃないのです。第三国が自衛措置として駐日米軍の基地を爆撃することも理論上あり得るじやないかと思うのですが、いかがですか。

○藤山國務大臣　日本においてアメリカ軍が、その第三国をたたかないといたしましたら、日本におりますアメリカ軍を自衛のためにたたくといふ理由はないのではないかと考えております。

○大西委員　たたかないと保証はないのです。軍の作戦といふものは、道義的なそういう期待だけでもってはとうてい律も得られない。米軍は攻撃する場合もあり得る。それに対する自衛ということになつて、日本の米軍の基地を自衛のために攻撃するということだつてあり得るのであります。それがないといふよろなことだつたら、あまりにも事態を樂觀し過ぎていると思うのです。現実の事態の想定として考える場合には、そりやうことがないと言われるのであるけれども、理論的に私は申すのであります。日本が自衛のために座して滅亡を待つことはできないから、相手の基地を攻撃することも自

衛なりといふことを政府ははつきり言つている。そうなれば、第三国といふどもその自衛のために在日米軍を攻撃する、こういうことも理論上当然あり得るので。そういう場合に、自衛のための軍事行動によつて戦争が起るということは矛盾じやないと思う。あなたは、アメリカは絶対に侵略的な行為をやらぬと言つておられるのだから、その見通しはそれはあなたの考えとしますが、理論上申し上げてゐるのです。日本が相手の基地を自衛のために攻撃するということがあり得るならば、第三国が日本における米軍の基地を自衛のために攻撃し得るこういうことも認められますか。

○藤山國務大臣 今まで申し上げておりました通り、日本にあるアメリカ軍の飛行機が、第三国に行くという場合、あるいは日本から長距離弾なんかを撃つということがない限りにおいて、第三国が自分の自衛のために日本におけるアメリカ軍を攻撃するというのには、あり得ないのでないかと思うのであります。

○大西委員 それじゃ具体的に言うが、台湾海峡のときには、直接日本の基地から飛行機が飛び立たなかつたと私は思ふ。しかし日本におつたアメリカ艦隊は、直ちに台湾海峡の方へ急航しているのですよ。これはおそらく公知の事実です。こういう場合に、直接行つたのか、何か別の名目で移動したのか、こういうことは一方的な判断なのです。相手方はやはり日本の海軍基地から艦隊が台湾海峡へ移動した、こういふことになるのであります。この事実をあなたはよく御存じのことだと

思ひのとおり、米軍の艦隊が、台湾海峡の方へ出動したということは御存じでしようね。

○藤山国務大臣 カリに日本におりま

す艦隊なり飛行機なりが移動いたしま

しても、そのこと自体、日本から繰り

返して飛び立つわけではないのです。

従つてこのことだけで日本を攻撃する

理由はあり得ないのです。

○大西委員 それはまあ米軍の考え方で

あり、あなたの勝手なお考えであつ

て、たとい補給基地であつても——私

は補給基地ではないと思う。はつきり

作戦基地だと思う。私は今回の台湾海

峡への米海軍の移動の実情を見ます

と、日本は作戦基地となつておる。そ

の作戦基地を相手が、そこでさらによ

きな戦争が巻き起れば、日本は海軍作

戦基地である以上、これを攻撃しない

などということはあり得ないと思う。

あなたたはそういう場合に補給基地的な

意味をなすように言つておられるが、

そういう場合の判断の相違なんです。

相手側はそれに対し、これははつきりと作戦基地としてあそこに日本にお

ることろの米軍の艦隊が出動した、こ

ういうふうに判断したときには爆撃

だつてあり得るじやありませんか。い

ががです。

○藤山国務大臣 今の大西委員の想定

されるようなことがあり得ることだとす

したら、その場合はやはり日本に対する

る侵略だと思います。(日本人らしい質

問をしろ、日本の国會議員じやない

か、どこの国に忠誠を誓つていてるの

おそれ入りました。(日本人らしい質

だ」と呼ぶ者あり)君に聞いているの

○櫻内委員長 私語を禁じます。質問を継続して下さい。

○大西委員 質問は継続するが、継続できるような雰囲気を作つて下さい。こういう無頼の徒がおつて、政治的な話に茶々を入れるというのは、大臣もさぞ迷惑だらうと思う。

この問題はこのくらいにしておきましょう。

次に現行の安保条約第四条の解消の問題でありますけれども、この前お伺いいたしましたときには、あなたの意見考へは十年間、それ以後は一方の意思によつて廢棄したいということであつたのであります。が、その通りでありますか。考への進歩はありませんか。

○藤山國務大臣 まだ最終的に交渉して決定するわけではございませんから、はつきりしたことは申し上げかねますけれども、大体十年間くらいがこちらとしては適当な時期だ、こう考えております。

○大西委員 十年という根拠を何に求められるのですか。

○藤山國務大臣 この種の条約といふものは、あまり短期間でも適当だとは思ひませんし、そうちかといつて非常に長期であることも必ずしも適当であるとは思ひません。そういう意味から判断するわけであります。

○大西委員 短期も適当でない、長期も適当でない、だから十年だ、こういふ結論ですか。これはまことにおそるべきのだが、そういうあなたの思いつきみたいなことだけで十年をきめられたのぢやないと思います。もう少し国民を納得させる十年なら十年といううい。質問ができません。

の根柢を私ははつきり示してもらいたいと思ひます。

○藤山國務大臣 現在のいろいろな国

際情勢から見まして、また現在膨大な軍備を持つております。

関係も考え合しまして、またアメリカ

も現在膨大な軍備を持つております

が、軍備縮小ということが果してどれ

だけ進んで参りますか、わかりませ

ん。またそれらの情勢を見てわれわれ

も考へていかなければならぬわけであ

ります。現実には軍備縮小の問題も相

当世界的に取り上げられつつある問題

であります。われわれの見地からい

ますれば、いろいろなそらした情勢を

にらみ合せて参り、また日本の国内に

おける自衛隊の充実その他の関係も考

えでみまして、一応あまり長期でな

く、あまり短期でもないといふような

時期を選ぶべきではないかと考えてお

ります。

○大西委員 今のお答えに対する質問

を続ける前に、前の問題で忘れてお

たことを質問いたします。在日米軍に

加えられた攻撃は日本に対する攻撃だ

といふ解釈は、いつごろから政府とし

ては立てられたのでしょうか。

○藤山國務大臣 いつごろからと申さ

れても、今日までそういう解釈をとつ

てきたわけであります。

○大西委員 それは御勉強でないから

そういうことが出るのだろうと思いま

すが、これは日米双方合意の上にこう

いう解釈を設定したのですか、いかが

ですか。

○藤山國務大臣 これは日本にアメリ

カ軍がおることでありまして、日本が

そういう解釈をとつて当然しかるべき

だと思います。何もアメリカと特に相

談しなくともいいのじゃないかと思

います。

○大西委員 そうしますと、これはア

メリカと相談して合意の上でなつたと

ころの解釈ではない、日本政府独自の

解釈だ、こういうことですか。

○藤山國務大臣 むろん日本政府とし

てのそういう判断でありますと、アメ

リカ側から押しつけられたものでも何

でもございません。

○大西委員 それではもう一べん申し

ますが、日本独自でこういふう解釈を

とっているというなら、いつごろから

こういふ解釈をきめられたのですか。

○藤山國務大臣 私は初めからそういう

解釈をとつておりました。

○大西委員 日米間にいろいろな委員

会が持たれておつて、その間にこうい

う重大なことが話し合われ、そしてそ

の合意の上にこういふう解釈が出たので

はないということは、私は考へられな

いのです。この形を見ますと日本が義

務づけられている点が多いのです。米

軍としては望むところでありますよ

う。しかし安保条約それ自体の条文か

ら見ます場合に、こういふうな解釈

といふものは、自然出てくる解釈で

ないと私は思ふ。これは新しい観点

からまさに拡大解釈していることだと

私は考へます。今までの安保条約は片

面的で、そして日本を防衛する義務は

ない、こういふことを言われておつ

た。そのかわり日本はまた向うに対し

ても基地を提供するといふ以外に義務

がないよう言われておつた。もしあ

なたの言われるように、駐留米軍に対

する攻撃は日本に対する攻撃だ、こう

いうふうに見て、少くとも日本にいる

るということになりますと、その本質は今まで言われた日米安保条約の基礎提供の基本精神とはだいぶん違うと思う。そうでしょう。今まで学問的にも常識的にもそうです。アメリカには基地を提供しているということだけあります。しかも日本を防衛する義務がないということに対して問題があつたのであって、私どもはその当時から駐日米軍に対する攻撃は日本に対する攻撃なりと見るような、そういう共同体的な考え方、義務は負わされていなかつたと見るのが至当である。今外務大臣の初めからだと言われるよ。當時は考へられていないなかつたんです。しかもそれは日本だけがこですよ。今も考へられていないということ本だけが米軍に対する攻撃に対して共同防衛の義務を負うといふようなことは、非常に重大だと思います。

○大西委員 その負つてないときには日本だけが米軍との間に各種の委員会で話し合ひがあつて、こういふう解釈が出了たのだろうと思うのです。どういふ考へになつたかといふことなんですね。しかもそれは日本だけがこですよ。しかもそれは日本だけがこないことは、簡単に言われたけれども、これは非常に重大だと思います。

○藤山國務大臣 少くもアメリカが日本本を防衛する義務を負うのでありますから、それはわれわれとして、日本を防衛する米軍が攻撃されたときは、当然日本が攻撃されたものと見ざるを得ないと思います。

○大西委員 それは何を言ふのです

か。現行法においてはアメリカは日本を防衛する義務はないのですよ。あなたが現行法においてはアメリカは日本を防衛する義務が負うのです。日本を防衛する義務があるから当然米軍に対する攻撃は日本に対する攻撃だ、義務を負う、こう言ふわれれるけれども、現行法においてはアメリカの日本防衛の義務はないです。

○高橋(通)政府委員 ちょっとと補充さ

していただきたい。現在の安保条約の関係の解釈の問題でございますが、現在の安保条約の解釈上——解釈と申しますが、安保条約によつて今御指摘の義務を負つたというふうに解釈すると私は思う。

○大西委員 いや、それは今度の改定正でアメリカは義務を負うのですか

ら、その限りにおいてやはり私の申し

たことが正しい、こう思います。

○藤山國務大臣 私は、今回の条約改

正でアメリカは義務を負うのですか

とおもふべきであります。それを離れますと日本に

おもふべきであります。それを離れまして、アメ

リカの軍隊がいる、アメリカの施

設及び区域がある、ところがもしそ

いことは、ちょっとどうかと思つて

おります。それを離れまして、日本に

おもふべきであります。それを離れまして、日本に

約の義務の有無にかかわらず日本に対する攻撃である。そういうふうに見なされる義務はありませんよ。そうでしょ。それはならないじやないかと考えてください。それはならないじやないかと考へなければなりません。

○大西委員 当然そういうふうに見なされなければなりません。これは大へん重大な国に問題であります。だから当然そういううう。それはそらですよ。返事はないで

すか。

○藤山國務大臣 それは義務を負つてませんよ。

○大西委員 その負つてないときには日本だけが米軍との間に各種の委員会で話し合ひがあつて、こういふう解釈が出了たのだろうと思うのです。どういふ考へになつたかと思ふ。しかもそれは日本だけがこないことは、非常に重大だと思います。

○藤山國務大臣 少くもアメリカが日本を防衛する義務を負うといふことにつきましても、私はほんとうだと思う。いつからこ

ういうお考へになつたかといふうに解釈する

限り、もう少し慎重な態度がとら

れ、少くとも国民全般とは言わないが

この外務委員会ぐらいにおいて、もう少し早くそういうことについての意見を聞かれる、こういうことが必要では

なかつたかと思う。今になってから

こういうことは当然のことであつたと

いふことにつきましては、私は納得が

できぬ。そのことはまた後に申します。

そこで新しい条約の中に、今お考へに

なつておるところの駐日米軍に対する攻撃は日本に対する攻撃なりとみなす、

そしてさらに鷹山内閣以来座して滅亡を待つことはできないから、敵地を攻撃することもあり得る、こういう一連の考へのもとに新しい条約の改定の中にこれを盛り込まれるのかどうか、この点です。

○藤山國務大臣 現在条約の正式交渉

をいたしておりませんから、そういうふうにこれまで盛り込むことになりますか

なりませんかは、今まで考えており

ません。しかしながら今お話をのように日本に対する攻撃がありましたこと自体は、日本に対する侵略であることは間違いないという考え方のものと、条約の締結は進行さしております。

○大西委員 そうすると新しい条約にはこういう趣旨のものを盛り込む、こういうのがあなたの構想である。こういうふうに確認してよろしくうござりますか。

○藤山国務大臣 盛り込むとか盛り込まないとかいふことは、考えておらぬわけであります。

○大西委員 どこまでも逃げられるけれども、そういうお考えがはつきりしておるのならば、当然これはその中に盛り込むべきがあなたの考え方としては当然でしょうが、われわれはこういふことに対しては反対であります。

それから話が戻りまして、十年の問題でありますけれども、アメリカも大へんな軍備を増強しているし、ソ連も大へんな軍備を持つて、だから十年だ、こう言われるのですが、そこから十年という議論は出てこないと思うのです。もう一回お伺いたします。なぜ十年といふうに期限を切られるのか。

○藤山国務大臣 期限の問題は、それは九年なり十年なりいろいろな考え方があり得ると思います。しかしながら、少くとも現在世界は軍備縮小といふことも頭を使っております。従つて今後の国際情勢の推移その他を考えますと、もう長期にわたる条約もいかがかと私は思います。そろかといふましても、この種の条約でありますから二年、三年といふような短期は適当ではない、そういう時期にいろいろの

情勢の変化があろうとも考えられません。従つて、私は何も十年を固執していません。しかし、どういう考観をいたしますれば、適当な時期といふのはやはりあるかないかと、うところが適当ではないかと思うのであります。そういう意味からやはり十年ということが考えられます。

○大西委員 この条約を改定される場合に、あなたは特異な日本の安保条約の形を、むしろこの種の国際的な各種の条約並みに改めていく、こう言われておる。この点につきまして、そういうたしますと、大体こういうふうな安全保険条約あるいは相互防衛条約というようなものにつきましては、期限の問題についてどのようになつておるか、これを一つお伺いいたします。

○藤山国務大臣 ワルシャワ条約もNATO条約も二十年になつております。

○大西委員 ワルシャワ条約、NATO条約のほかに条約はございませんか。

○藤山国務大臣 たくさんあると思ひます。今事務当局から御説明いたさ

れます。

○大西委員 や、事務当局などのことでもないですよ。あなたが一番目のことです。

○藤山国務大臣 おあげになつて、そろして十年とかそ

うことに期限をつける根拠になさるといふことです。

○大西委員 私は必ずしも米韓、米比等と同じくすることが常識だとは考えておりません。

○大西委員 なぜですか。あなたはワルシャワ条約なんぞを今例にあげました。そういうあなた方があまり好かぬところの国々が作つておる条約の例を

○藤山国務大臣 事務当局から説明させます。

○大西委員 あなたの知つておることでおつしゃつて下さい。

○高橋(通)政府委員 米韓、米比、米台、いずれも無期限で、ただ一年の予告をもつて廃棄しております。

○大西委員 おわかりになりましたか、米韓、米比、米台、いずれも無期限であります。これと同じ形におやりになつたらいかがですか。

○藤山国務大臣 御意見としては承わっておきます。

○大西委員 御意見として承わつておるのはなしに、私の意見をあなた聞いていただけませんか。あなたは前もつて他のこの種のものとなるべく似たものにしたいということは言つておつたわけです。米韓、米比は無期限でありますと出されるということは、これ思表示をすれば一年の後に効力を失う、こうしたことなんです。米韓、米比、米台、日本の近くじやありませんか。あるいは中ソに対して置かれている立場というものは若干違ひはあります。でも、似たようなものであります。日本とアメリカとの関係もこれらの国々との間の関係とよく似てゐるじゃありませんか。これらに範をとられるといふこと

○大西委員 大西君に申し上げます

○櫻内委員長 大西君に申し上げます

が、他の審議の都合もござりますので、大体この程度にしていただきたい

○大西委員 あなたは、それでは自主性だとかあるいは初めにこの条約を改める場合の基準について、他のこの種のものに近づけるというようなことを

○大西委員 五年なり二十年の期限をつける、あるいは五年なり二十年の期限をつける、

○大西委員 あなたは、それでは自主権はまだまだあなたの考観ではあります。あなたは政権を維持していかれるといふ

○大西委員 が政権を取つたといふ場合にどうな

○大西委員 る。社会党と自民党の政策の相違点はいろいろありますけれども、外交の問題におきましては、中立政策とアメ

リカの政策とアメ

リカ依存政策の違いなんですね。社会党が政権を取ったといた場合に、国民の大半の意思是、外交の問題、日米関係については安保体制は危険なり、だからこれを解消して、社会党の言うところの中立主義が正しいという、こういう認定のもとに社会党に投票を投じたとい

縛つてしまはうではないか、そこを言つておる。そのときには有効な手が打てるようだ。当然こういう十年というようなもの、これはやはりこの際規定すべきではないということです。

最後に日韓問題について一言だけ聞いておきます。

うことを、もしも社会党の政権ができるとなれば言い得ると思う。それは必ずしも十年後とは限りません。次の選挙のときにもその機会は訪れるかもしれません。そういう情勢ができたときが、私は政府の責任であろうと考へる。そういうときに障害になるようなら、その場合には、国民の意思に従つて日米安保条約は解消するということを、そういう点からも私は反省を促したい。十年間を限つて、その間は、なんば日本が廃棄してもらいたいと思つても廃棄できない、解消できない。あなたは安定だといわれるけれども、安定じゃない、これは固定だ、縛りつけだ。社会党政権になったときには、どうしても世界にも類の少いような形であります。それに拘束を加えるよくなります。それに拘束を加えるよくなります。大西委員が言われますように、社会党が天下を取りましたならば、アメリカと交渉して、有効な手段をおとり下さることができると思います。

捕つてしまひではないいか、そこを言つておる。そのときには有効な手が打てるようだ、当然こういう十年というようなもの、これはやはりこの際規定すべきではないということです。

最後に日韓問題について一言だけ聞いておきます。

北鮮送還の問題につきまして、たゞいま井上外事部長がジネーブで奔走中であります。いろいろな報道がいろいろな通信社から乱れ飛んでおります。私どもはその真意の捕捉に苦しむのであります。一体今どのような進行状況にあるか、見通しはどうなのかといふことがあります。今回また葛西副社長がすでに出発るべきところを延ばされた。ところが韓國の方は、すでに数人の人があそこに詰めかけて、今回の日本の北鮮送還といふものは人道に違反するものだ、あるいはまたきょうの新聞によりますと、張特使は、これはこの問題に対する日本政府との間の秘密的な取りきめに違反するものだ、こういうことを言つておるのであります。日韓間の問題については秘密的な取りきめがたくさんあるので、これについては私がこの前に資料を要求いたしました。ことに五つの秘密協定らしきものの項目だけが提示されておる。私はこの内容をも聞きたい。何がゆえにこういうことを公表しないのか。どちらの意思によつてこういうことをしておるのか。新しい情勢に際して、今は公表すべきでない、こういふことを聞きますけれども、そういうふうに韓国の方は宣伝に大わらわです。当然取上げてもらわなければならぬところの国際委の決断というものがいまだにおくれている。その理由は何か。私は

啓蒙が足りなかつた、PRが足りなかつたといふことも一つの原因ではなからうかと思うのです。これらの点につきまして、今後どういふに諸外国との協力を得るための手を打たれるか、その見通しはどうか、こういうことであります。先般松本委員から質問がありまして、北鮮と赤十字との間の話合いは、これは下交渉になれば直接に滞している原因は何であるか。北鮮がもよからうというような弾力的な見解の表明があつたのでありますけれども、これらの点につきまして、今日停戦協定が署名されたのであるから、もし国際赤十字のあつせんに応じないというのなれば、これをいかに打開しようとするのか、そしてその見通しはどうか。これらの点につきましてお伺いして、私の質問を終ります。

れらの問題は、まだ最終的にいかようになりますが、結末がついておりません。そうした意味において、国際赤十字が非常に慎重であろうとするところは当然のことだと思うのであります。従つて、なお推移を見ていただきたいと考えております。日本のこの問題に対するP.R.活動が非常に手ぬるいのではないかというお話であります。われわれとしてはむろん最善を尽して、これらの問題については正しい理解を各國に与えなければなりませんし、またその上に立つて支持してもらわなければならぬと思う。従つて、先般この決定をいたしました直前に、今までの緯綱を各在外大使館に打ちまして、任地の政府に対して十分説明をするようにいたしております。その後も日本本国におけるいろいろな経過なり考え方などについて、数度にわたつて在外公館に打ちまして、それを任地国に十分了解させるよう努めました。その他いろいろな国連に關しましても同じ手段をとつて、国連の代表部全員に対して松平大使から十分な説明をいたすようにさせております。その他もちろん新聞報道関係につきましても、できるだけ正しい日本の立場を説明する必要でありますので、そういう意味において、できるだけの努力はいたしておるつもりでありますけれども、なお足らぬ点もあるかもしませんから、今後できるだけ日本の主張が正しく支持されていくよう努めをしていきたい、こう存じております。

かつてハンガリーのあの問題について非常に積極的な手早い処置をとった。あの事実を考えますと、何がゆえにこれに対してこんなに遅延逡巡しているかを疑わざるを得ない。国際赤十字精神にのつとつ、もつとてきぱきやつてもらいたいというのが私どもの見解です。外務大臣はそれは一半の理由があると考えられてはいけません。

それからもう一つ、今のお話のよう北鮮赤十字との話を今からやると言われますけれども、私は実はこういう話を国際赤十字に持ち込む以前に、すでに北鮮赤十字との間には何らかの形で接触が保たれておつたか、了解が進められておつたのだと思っておつたのです。それがなしに、いきなり向うへ行つて——国際赤十字から北鮮赤十字へ出てこいという招請が出たのではないに、ジユネープへ行つて日赤の井上さんが北鮮に対し出てこい、初めてそこで会おうということになつたらしいのです。これは私どもの予想に非常に反しておつた。この点については、もちろん國父の回復がないとはいながら、すでに中國紅十字との間にはいろいろな折衝了解が講ぜられておる、そういう事実を見ますと、北鮮赤十字に対してもなぜ事前にもう少し了解工作をしなかつたか。いきなりこの問題を国際赤十字に持ち込むものだから、われわれの真意とは反して、北鮮赤十字の方は何か今どきくすぐず言うとしておる。私どもは、もつともと理解を深めればこういうことにならなかつたであろうと思うし、もつと国際

赤十字の決定も早かったのではないかと考へる。この点について、国際赤十字の今日までの遲滞した決断に対しても、一半の理由であるように考へられる藤山外相の考へを是正していただきたい。それから北鮮に対する事前の十分な了解がなかつたことについて遺憾に

の一つだといふうに考えてやつておられるようですが、ベトナム賠償についてこの前の委員会でも最惠国待遇を中心とした問題の現段階における成り行きを聞いたのですが、その後の新聞報道によりますと、久保田大使が十六日ですか一たん帰国して、そしてアジ

それを提供されるべきだと思うのです
が、その取扱いについての外務大臣の
お考え方。それから一部の新聞に報道
されておるのように、近くこれを調印さ
れる方針をすでに内定されておるのか
どうか。この二点について簡単でよろ
しくうござりますから……。

○薦山国務大臣　われわれはね、木三日
との交渉でありますから、何も国会が
休会中だから、あるいは国会が開会中
だからという考慮を実は特にいたして
おらぬわけでありますし、開会中だか
ら困るから延ばすとか、あるいは休
会中だからやめようというような考慮
は、寺こゝにしておりません。

○曾山政府委員　日本からアメリカに
送りました場合を例にとりますと、向
うの省におきまして棄却した、ただそ
れだけのことなどでございまして、刑事上
人または受取人は刑事上の責任は課さ
れるのですか。

○藤山国務大臣　国際赤十字がこれを取り上げまして熱心に検討しているとむろんでありますて、われわれはその立場を十分認めて協力をしてもうらうようにやらなければならぬ現在、国際赤十字をいたずらに非難することは私にはいかがなかるとして存じております。なお北鮮赤十字との事前に連絡云々ということとでありますて、この問題は北鮮側でも帰還を希望しておつた問題でありますて、私どもとしてはそういうことをあわせ考へておつたわけでありますて、従つて特別なそした問題が起つてこようとは考えられなかつた状態でござります。

トナム側が了承したので、一つの報道によれば五月には調印する方針を政府は大体固めたようになります。これは非常に重要な問題で、賠償問題全体が国民の関心の的になつておるし、特にベトナム賠償については先方の受け入れの方も事情がだいぶ変ってきており、特に北と南の関係においてはますます事態が複雑化してきておつて、場合によつては北ベトナム側の日本に対する貿易協約、新しい協定が結ばれるのではないかというような事態にも發展しかねない状態、そういうときに、この賠償協定に対する政府の態度と

に、問題がすべて解決したということはまだございません。まだ二、三の点が残っております。われわれとしては長い間の交渉でありますので、それぞれ問題が解決して参りますれば当然調印に持つていかざるを得ないと考えております。

○松本(七)委員 それで調印前に国会の論議ですね、少くとも外務委員会あたりで調印に至るまでの経過、それがらその時点における政府の考え方、その案の内容、そういうものを進んで説明されて論議するつもりはございませんか。

○藤山国務大臣 この種の条約を締結します場合に、事前にすべてを論議しません。これは別途にあります。

○松本(七)委員 これはまだ交渉が進んでいる過程ですから他の機会にまた御質問します。

小包協定ですが、こまかいことになりますけれども少し急いで御質問した
い。

最初は第五条の禁制品の規定の(d)項に「両国のいずれかにおいて現行の関税その他に關する法令により輸入を許されていない物品」というものがあるのですが、これは両国間の郵政庁において十分に周知されているのかどうか、その一覽表というものがあるのかどうか。

○曾山政府委員 ただいまの問題についてましましては、先生のおっしゃった通りであります。つまり二二二回目にしてござります。

○松本(七)委員 この棄却すべきものと決定する場合の認定は、だれがやるんですか。

○曾山政府委員 それは、日本の場合におきましては税関がいたします。当方もありますが、当方といたしましては旧郵便法におきましてその手続がきめてあったのであります。現在の郵便法ではそれを取つておりますので、関税法に基きましてやることになつております。従つて税關職員がやることになつております。

○松本(七)委員 この認定には相当の幅があるんじやないかと思うのです。たとえば裸体画がある。果してこれは美術品であるか、あるいは棄却すべきもの

○櫻内委員長 次に、日本国とアメリカの間で締結された小包郵便約定について承認を求めるの件を議題とし、審査を続けます。質疑の通告がなされますのでこれを許します。松本七郎

では、三月一ぱいあるいはすでに国会が自然休会の形になつて、地方選挙があるいは参議院選挙に入ろうというときには調印といふよな大方針を打ち出されるとならば、それは調印したあとでまた問題が起つたというよなことにならぬれば、日本国内の問題ばかりでなしに、田園國に至つても大へんまず、結果

るというわけにはなかなかいかない場合があるらしく思います。しかし政府としてこれらの中のものを秘密にやっておるわけではございませんので、その経過なり何なりを申し上げることは、それにはいたしても一向差しつかえないと思ひます。

国内に十分周知してござりますが、
りこの条約の規定に基きまして、両国
におきまして、輸入を禁止しております
す物品を相互に通報し合うことになつて
ております。そして、通報し合いまし
たものを、日本国におきましては省令
でもつて告示しております。従つて公
衆は十分承知しておると考えます。

○曾山政府委員 今の先生の御質問に
つきましては、日本国とアメリカ国とな
るかと思ひます。そこらへんに紛
争が起きた場合には、どこで処理する
のですか。

○松本(七)委員 大急ぎで小包郵便料金を定めた方の事務当局に対する質問をしたいと思いますが、その前に先ほどの設置法で外務大臣に対する質問をつだけ割愛しておりますから、それな
一つお願ひしたいと思います。
それは経済協力に關係してベトナム賠償が——賠償は日本政府も経済協力

木三回もおどりながら、アーヴィングは、この論議をしてから調印するが、私は牛方に対しても正しい態度だらうと思ふのです。そういう意味でこの調印はなるべく急がないで、調印される前に十分に討議をしてから調印するのじやないか。従つて調印するならばやはり調印直前まで国内で十分に論議をしてから調印するのが、私は牛方に対しても正しい態度だらうと思ふのです。

問題にしやすい時期を選んでいただきたい。休会中だとか、あるいは十分審議できないようなときには調印だけしてしまうというようなやり方は、これは慎んでいただきたいと思うのですが、この点考慮していただけますか。

○松本(七)委員 この(d)項と同条の3の禁制品と同意義に解していいですか。
○曾山政府委員 その通りでございま
す。

○松本(七)委員 それから禁制品、つまり爆発物とか、風俗を害するおそれのある文書、絵画、これらを発見し

でその扱いが違いまして、日本国内におきましては認定の権限の幅がきわめて少くなっています。特に郵便法などできないようになっていますので、きわめてそのおそれが多い。ただアメリカにおきましては、アメリカの郵便法の規定が認定の権限を非常に幅広く

認めておりますので、向う側におきましても、オーストラリアと日本との関係におきまして、責任がオーストラリアにござります場合は、オーストラリアが日本に賠償いたします。それを日本郵政省が、差し出しました公衆に払うといふ仕組みになっております。

○松本(七)委員 差出人でございまして、「権利者」というのは、差出人と受取人のそれをさすのですか。

○曾山政府委員 差出人でございましては、何ら問題はないよう

一例を申しますと、ちょうど今先生があげられました例であります。当方におきましては、何ら問題はないよう

物が、向うにおきましては没収棄却されるというような例もございます。

○松本(七)委員 次は十二条ですが、小包の取りもどしままたは名あて変更の請求に際して、差出国郵政庁は差出人から料金を徴収することができるといふ規定ですね。日本においてはそれを五十サンチームと規定しておるにかかわらず、米国では「内國規則」で定める料金となつておるわけです。なぜ米国ではこの料金を明記することができるのか、また適当ではないのか。

○曾山政府委員 非常に痛い質問をいたしました。私どもも実は先生の御意見のように、日本におきまして五十サンチームといふようにきましたのは、アメリカにおきましても同じように料金を明示すべきではなかろうかといふふうに考へまして、だいぶ交渉いたしましたのであります。アメリカの方におきましては、料金をどういう国家の取りきめで明定することについては、必ずしも賛成しないといふ工合にどうしても申しますので、こういう工合によつて協議いたしました次第でござります。

○松本(七)委員 それから、この約定による一フランは邦貨にして幾らで計算するのですか。

○曾山政府委員 百十七円六十銭でござりますが、繰り上げまして百二十円にいたしております。

て質疑を終了いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

まして、オーストラリアと日本との関係におきまして、責任がオーストラリアにござります場合は、オーストラリアが日本に賠償いたします。それを日本郵政省が、差し出しました公衆に払うといふ仕組みになっております。

○松本(七)委員 十七条4の「求償権」を生ずることなく賠償することができます。「権利者」という規定があることになつておるわけです。が、この権利者が売却価格に同意しない場合の紛争は、どこで解決するのですか。

○曾山政府委員 権利者のクレームに基きまして両郵政庁で決定いたしました。

○松本(七)委員 この十四条の行為について、権利者が事前に、すなわち送達前に周知されるように当局は措置しなければならぬわけではじょうが、これはどういう手段をもつてするのですか。

○曾山政府委員 この条約自体が国内法としての効力を持たずようにしておられますので、公衆は本質的にはこれで料金を明示すべきではなかろうかと知ることになつておりますが、私どもができるだけ親切に公衆に周知した方がよからうと思いまして、郵便局におきましてこういう意味のことを揭示いたしました。十分周知をはかつております。

○松本(七)委員 十五条ですが、誤送によって損害を受ける場合がある。そういう場合に、郵政庁としてはいかなる責任措置をとるか。

○曾山政府委員 誤送されました郵便が、たとえば日本からアメリカに送るべき郵便をオーストラリアに送りましても、それが途中で損壊したという場合におきましては、そういう誤送も含め

て承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約について承認を求めるの件の兩件は、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本件については、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたしました。日本とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件は、これを承認するに御異議ありませんか。

○桜内委員長 御異議なければ、これにて本件に対する質疑は終了いたしました。

本件については、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたしました。日本とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件は、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、本日議決いたしました三件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。よって両件は承認することに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜内委員長 御異議なければさよなら。本件は承認することに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜内委員長 御異議なければさよなら。本件は承認することに決しました。

〔参考〕

日本とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第三号)(參議院送付)に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第四号)(參議院送付)に関する報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第九号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第十号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第十一号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約(第十二号)